

特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会
第3回 議事録

日時：平成29年11月20日（月）13時30分～15時10分

場所：A P 新橋虎ノ門 A 会議室

1. 開会

○森部主任研究員 それでは定刻となりましたので、ただいまから第3回の特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会を開催させていただきます。委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。本検討会の事務局を務めさせていただきます。三菱総合研究所の森部でございます。議事に入りますまで、本日私が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、まずは配付資料の御確認をお願いいたします。本日も環境負荷削減の観点から、検討会ではペーパーレス化の取り組みの推進の一環といたしまして、タブレット端末を利用させていただいております。お手元のタブレット端末に格納されているファイルを御確認いただければと思います。

議事次第をお開きいただきまして、そちらに記載されております配付資料、参考資料に不足がないか各自御確認をお願いいたします。また、途中でタブレットに不具合がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。よろしくお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思います。報道関係の方の写真撮影、ビデオ撮影等はここまですべてさせていただきます。これ以降の議事進行につきましては、小島座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議題

(1) 試験分析目的での輸出入の円滑化について

○小島座長 それでは議事進行を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

早速議事に入りたいと思います。まず議題1、試験分析目的での輸出入の円滑化について、事務局から御説明をお願いいたします。

○工藤課長補佐 はい、よろしくお願いいたします。そうしましたら資料1をお開きください。

試験目的の特定有害廃棄物の輸出入等に関しましては、廃棄物処理及びリサイクルの技術の進展という観点から、その効果が期待されているということから、昨年の合同会議におきまして、その手続きの簡素化を検討すべきであるという方向をいただいております。ただ、それが必ずしも抜け道とならないような制度にするべきというご指摘をいただい

います。その対応方針について御説明を申し上げます。

資料1の1ページ目です。OECD理事会決定に基づく試験分析の輸出入の取扱いというスライドでございますが、下のほうの四角囲いで、OECD理事会決定の中での記載がございます。この中では廃棄物の物理化学的特性の評価あるいは廃棄物の回収作業の適性を決定するための分析試験、こういったものに関しましては25kg以下という上限を置いて、OECD加盟国間の輸出入については手続きを省くことができるということの規定がございます。

こういった決定も踏まえた、各国の状況を調べますと、EUにおきましては物理的もしくは化学的評価をする、また資源回収、処分作業の適合性を決定するための試験分析目的での輸出入をする場合OECD加盟国間での輸出入を緩和するとともに、EU域内の輸出入に関しましては、OECDの非加盟国も含めた輸出入について25kg以下については手続きを省いているということがわかってございます。

また各国関係者聞いてみますと、シンガポール、フィリピンこういった国々においても、試験分析目的での輸出入というのは手続きを不要とする、こういった運用をしている国はOECDでない国においても行われているということがわかってございます。

続きまして2ページ目でございます。方向性に関しまして考え方をまとめてございます。我が国は有害廃棄物の適正処理に関して非常に高い技術を有しております。ですので、途上国において処理が困難な有害廃棄物について、我が国の技術を活用して環境上適正処理を進めていくということは、世界の環境負荷低減の貢献のため、また我が国の循環産業の海外展開のための促進という観点から、望ましいことだと考えてございます。

ただ、こういった技術の発展をしていく上には、例えば我が国の技術を使って途上国において処理をするというときには、必ず途上国で発生するごみがどのような性状であるか、こういったものを事前に確認し、その上で設備の設計なりに活かしていくということが必要となってくる場面が多々ございます。ただ、こういった場面において我が国の現行の法制度の中では、必ずしも手続きの簡素化に関する規定がないというところで、非常に要望が大きいところでございました。

こういった廃棄物処理及び再生技術の進展に寄与するような試験分析目的での輸出入を活発化し、我が国の技術で貢献していくということは、バーゼル条約の目的にも合致するものであると考えてございます。

以上より、試験分析目的の輸出入については、一部規制対象外とするということも含めて、手続きの簡素化を行いたいと考えています。

ただ、特に1点、非OECDに向けて輸出を行う場合に関しましては、各国制度異なりますので、そこは抜け穴にならないように、そこについてはすべからず規制対象と残したほうがよいのではないかと考えてございます。

3ページ目です。下の四角から御覧いただくとわかりやすいかと思いますが、25kg以下のところを4つの枠を御覧いただきますと、25kg以下の輸入に関しましてはOECD国から来ようと、非OECD国から来ようと規制対象外とする。ただし、輸出に関しましては、OECDに向けた場合は規制対象外としますが、非OECDに関しては規制対象内に残すという考え方にしております。

また、25kgを超えるような範囲に関しましては、全て規制対象の中に残すと考えてござ

います。

ただし、上の3つ目のパラグラフでございますけれども、25 kgを超えるような輸出入に関しましては、その試験の考え方によっては必要となる場面がございます。必要最低限量として25 kgを超えるという場面も存在してございます。

そういった場面におきまして、一律に全て通常の輸出入と同じ規制にかけますと、特に輸出に関しましては非常に厳しい環境大臣確認というのがございます。排ガス、排水、残渣の処理だけでなく、規制の法令の順守状況多々非常に厳しい審査項目がございますので、それを例えば30 kg 40 kgの試験サンプルの輸出に対して一律に適用するというのは、またこれはバランスを欠くものではないかと考えておきまして、試験分析目的であれば規制の対象の中に関しても、それなりの確認事項を整理する必要があるのではないかと考えてございます。

これがその次のスライド4枚目でまとめてございます。

こちらが試験分析目的での輸出を行う場合の環境大臣の確認事項、前回の検討会で御議論いただいた確認項目の簡略化したバージョンというものでございます。左側に確認基準、真ん中の列に詳細な判断基準、右側に提出書類ということでまとめさせていただきましたが、その目的が有害廃棄物の試験分析目的の輸出であり、当該試験分析が有害廃棄物の発生の最小化及び環境上適正な処理に資すること、まずこういった目的の試験分析であるということを確認した上で、2列目が一番大事でございますが、必要最小限度の量であることを確認した上で、そういうことを確認できるような書類を提出させることとしてはどうかと思っております。

また残渣はほぼ必ず発生して参りますので、その処理についてはどのように行われているのかということもあわせて確認するようにしたいと思っております。ただ、いろいろな試験分析、試験研究のやり方があるかと存じますので、その他輸出国の環境保全上問題はないかという観点で必要に応じて書類を求めて確認していくと、こういった内容で試験分析目的の輸出というのを確認するというのをしてはどうかと考えてございます。

以上まとめますと、試験分析目的の輸出入に関しましては、25 kgを切るものについては非OECD向けの輸出を除いて手続きの外におく、そのほか試験分析目的の輸出については、それなりの簡素な確認基準によってパーゼル法の中で運用すると考えてございます。以上でございます。

○小島座長 ありがとうございます。ただいまの説明についての御質問、御意見等があればよろしくお願いたします。

発言を希望される方はお手元の名札を立ててお知らせください。寺園委員。

○寺園委員 御説明ありがとうございます。確認をさせていただきたいんですけども、4ページで御説明いただきました試験分析目的での輸出における確認事項の簡素化された書類の準備というものは、3ページにあります25 kg以下の非OECD向けの輸出についても適用されるということでよろしいでしょうか。

○工藤課長補佐 はい、そういった理解で結構でございます。

○小島座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ほかに御質問がなければ、次の議題に移りたいと思います。

(2) 検討会のとりまとめ(案)について

○小島座長 議題(2)検討会のとりまとめについて、事務局から説明をお願いいたします。

○工藤課長補佐 それでは資料2としまして、前回、前々回の内容も含めた全体のとりまとめをご説明させていただきます。資料が40ページ以上ございまして多少説明が長くなるかと思いますが御容赦いただければと思います。

そうしましたらおめくりいただきまして1ページ目でございます。今回検討会では大きく4つの議題について御議論をいただきました。特定有害廃棄物等の範囲の見直しをどのように行うのかということと、2として、輸出における環境上適正な管理の確保のための審査これをどのように行っていくのか。3点目として、今回の法改正において新設いたします輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度につきまして、どのような基準で認定していくのかということ、あと先ほどの試験分析目的での輸出入の円滑化について4点御議論をいただきました。

資料2に関しまして、4点目の内容に関しましては、今回の資料には反映してございません。先ほどの資料1の内容をこの検討会後にこの資料2の後にくっつけるというイメージで作業をさせていただければと思っております。

それでは3ページ目でございます。特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて、バーゼル法の昨年合同会議の報告書の抜粋がございます。まず、グリーンリスト対象物である廃電子基板等のようなものの輸入、これに関しては非常に手続きが長期化しているということで、これの簡素化というご要望を多くいただいております。これに関してはEUの制度を参考にしながら事前通告及び同意の手続きを不要とするなどの手続きの見直しを行うということ。

アンバーリストに関しても、輸入承認の不要の手続きをすること、ただし、これらの輸入手続きを緩和する際に、移動書類の携帯を義務づける等必要最低限の措置の在り方についても慎重かつ十分に検討を行うべきであるという方向性をいただいております。このただし書きのところに関しまして、御議論をいただきました。

4ページ目でございます。移動書類の携帯義務というところに関しまして、アンバーリスト対象物の輸入に関しましては、個々の手続きが不要になろうとも認定制度の中で輸入する場合においても移動書類の携帯というのを義務づけてございます。ですので、そういった点は問題ないかと考えてございますが、今回規制対象外におく輸入のグリーン対象物に関しまして、必要最低限措置のあり方をどのようにするのかということをお議論いただきました。

検討会での御意見としましては、必要最低限の措置としてトレーサビリティの確保というのは重要であるという御意見をいただくとともに、その措置によって手続き簡素化、こ

れが趣旨から外れるほど非常に厳しい内容といえますか、そういうものにならないように留意すべきであるということの御議論をいただいております。

これに関します対応方針（案）でございますが、こういったグリーンリスト対象物に関しては、我が国は先進的な環境技術を有しておりますので、そういった施設において適正に処理される限りにおいて、環境汚染を引き起こす可能性というのは非常に低いものであると考えられますが、一定の潜在的な有害性を有していることはありますので、輸入されたグリーンリスト対象物が適正に処理されたことを証明できるよう、移動書類またはこれに類する書類の携行等のトレーサビリティに関する努力規定を、パーゼル法の基本的告示等に設けるという方向性で御説明し、御了承いただいているものと認識してございます。

続きまして（２）雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準についてでございます。

６ページ目でございますが、雑品スクラップの不適正輸出というのはパーゼル法及び廃棄物処理法において共通のトピックとして御検討いただいております。ここにありますように、現場においてこれが特定有害廃棄物等に含まれるのか含まれないのかということ、必ずしも明確に判断できないことから、規制の実効性について問題があったと、これがいわゆる e-waste と呼ばれる形で我が国から輸出されて、輸出先での環境汚染の原因になってきたのではないかと考えてございます。これは該当性の判断基準が不明確であるということが問題であり、現場において混合物を含め、客観的かつ短期間で規制対象物に関する該非が行われるように明確化と判断基準の整備を行うべきであるということ。

あと下のところの下線部になりますが、こういった混合物を含めた特定有害廃棄物の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めるようにすべき、こういう方向性を合同会議でいただいております。

（２）の最初のところでございます。検討いただいた事項というところで、まず法的根拠を明確にするというところで、今までは私ども通称「サービス告示」と呼んでいましたが、法律に根拠のない告示で運用していた部分がございましたので、そこをまず省令化するところから法改正をすることで対応してございます。

この雑品スクラップに関しまして、現場で即物的な判断をするためには、どのように省令に規定するかというものについて御議論をいただきました。

前々回の検討会のおきましては、家電リサイクル法の４品目及び小型家電リサイクル法の２８品目を規制対象のリストとすると御説明を申し上げまして、まずその方向性についてはご同意いただいたと思っておりますが、そこで但し書きとしまして、廃棄物処理法における有害使用済機器の検討状況にも留意すべきと書かせていただいております。そういった内容も加えながら、今回案を示させていただいております。

またそのときの御意見としましては、２個目になりますけれども、施行状況等に応じて柔軟に見直すべきである。ものの流れというのをきちんとフォローアップしながら、それによってこのリストというものを見直すという不断の努力をしていくべきではないかということ。

あるいは４パラ目になりますけれども、家庭用と業務用の区別をすべきではないという点や、黒モーター、あと電池、廃電子基板に対する考え方といったことを御指摘いただいたところでございます。

8 ページ目になります。雑品スクラップの問題を踏まえた特定有害廃棄物等の見直しのところですが、まず1つ目、規制対象物はこれまで判断が困難であったものを省令に明記し、これを輸出また輸入する者は原則としてバーゼル法の手続きを経ることを必要とする。ただし、これら有害性が含まれているものがないということが証される場合は手続きを経なくても輸出できる。基本的にはリストに載っているものが手続きの対象の中に入れるという考え方でございます。

2点目でございますが、混合物の一部として含んでいる場合は、それを除去しない限りは、混合物総体として特定有害廃棄物等に該当するという旨を規定したいと考えております。

対象物に関しましては、雑品スクラップに混入されることの多い使用済家電製品、家電リサイクル法の4品目、小型家電リサイクル法の28品目を、まず廃棄物処理法との一体的な措置としてこれを加える。これをリスト化するということ。

さらにこれに加えて、廃棄物処理法と異なるバーゼル法の観点としまして、有害性があるということが一義的な判断の基準になりますので、あともう1個現場での迅速な判断、その2点の考え方から日本のリサイクル法の対象機器と同等の業務用機器及び給湯器、配電盤、無停電電源装置、こういったものが対象とすべきである。また、冷却用コンプレッサーいわゆる黒モーターというものも規制対象物として省令に明記するという、これによってこれら規制対象物として明確にするということをしてほしいと思っております。

また、電池及び廃電子基板取扱いに関しましては、現行の告示またはそのもととなるバーゼル条約においても、分別されていない電池、電子部品または電子部品のくずと記載されたところでございますので、こういったものを雑品の中に混合した混合物の場合の取扱いは必ずしも明確でなかったということでございますので、濃度基準の測定の明確化ということもありますが、これらが雑品の中に入っていたときは規制対象であるということも、あわせて省令等で明確化するという措置を行いたいと考えてございます。

またこのリスト、法の取り締まりの実効性に関しましては、必要に応じて適切な見直しを行うという、バーゼル法自体も5年の見直し規定というものを法律に設けてございますが、そういった取り組みも含めながら、見直しというのは常にやっていきたいと考えてございます。

9 ページ目以降に関しましては、4+28 以外の給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）、黒モーターに関しまして、バーゼル条約上のどこの規定に合致しているといって有害性があると言えるのか、それが9 ページ目でございます。

10 ページ目も参考でございますが、輸出入の事前相談データの中でもこういったものがやりとりされていることが確認されているということを示すもので、11 ページ目は給湯器の写真とデータでございますけれども、ガス給湯器の電線被覆からバーゼル法の基準値を超える鉛が検出された場合という、こういう文献に関するデータのことでございます。

12 ページ目は配電盤に関する現地の写真、あるいはここにハンダを含めた部品が含まれている蓋然性に関する御説明です。

13 ページ目もUPSこれも鉛バッテリーを含んでいることが多いということを示している資料でございます。

また最後 14 ページ目に関しましては、冷却用コンプレッサーというのが冷凍機油とい

う形で油が使われているということを示してございます。

15 ページ目が、では現場でどのように判断するのかというフロー図を、前回お示したもののから御指摘を踏まえて見直しているものでございます。まず雑品スクラップのようなものの輸出確認の現場におきましては、まず4+28 及び給湯器、配電盤、無停電電源装置、冷却用コンプレッサーそういったものが含まれているかどうかというものをまず確認するというふうに運用してまいりたいと考えてございます。これが含まれている場合に関しましては、それは基本的に除去しなさいと、除去しない限りにおいては規制対象にあるというふうに指導してまいりたいと思っております。これが含まれていないということであれば、これはあくまでバーゼル条約の規制対象物の一部を明確化したに過ぎませんので、バーゼル法の規制対象物その他のもの多々ありますものは、それも必ずしも含まれていないということを確認して、それで初めて規制対象外とすることにしたいと思っております。

こういったリストにあるものが含まれている場合に関しまして、左の判断基準2 というところですが、これに関しては測定データあるいは製造プロセスの説明等によって、これらのものが、基本的に全て有害物が含まれていないということを証明することができれば、それは規制対象外だと。それを証明することができないようであればバーゼル法の規制対象に入るという考え方を示してございます。

次が16 ページ目でございます。こちら特定有害廃棄物等の範囲におきまして、濃度基準の考え方について書いてございます。

問題点は2つございまして、現行のサービス告示をそのまま省令にあげるといった場合、個々の化合物を大量に列挙して濃度基準を定めている現行の方向では、かなり実用運用上課題がある、それらの物質を必ずしも個々にはかることが困難な場合があります、その代表的な物質の測定において代替しているというのが運用上でございます。

また、その分母に関する指針が明確ではございません。機器全体なのかその部品を分母にするのかということは、規制対象かどうかを判断する上において、重量パーセントで規定されていることが多くなってございますので、非常に問題になってくる。ここを明確化するにはどうしたらいいかということを検討いただきました。

主な御意見としましては、金属の場合に関しては、その代表物質として、元素で定めることは現実的で適切ではないか。ただし化合物単位で設定されているものに関しては、必ずしもそれをやることのできるのか、さらなる検討が必要であるという御意見をいただきました。

また2パラ目ですが、一部最新の規制状況を反映できていないようなものもあるので、そこは今回見直すにおいて見直すべきであるということ。

3つ目でございますが、濃度基準の超過の有無というところについては、ここは必ずしも全てはからせるということではなくて、製造工程やプロセスに関する情報で証するという事も想定して進めるべきであるという御意見をいただきました。

また、成分分析に関しては、機器全体で割り戻すというのではなく、部品ごとに行うということが多いのではないかと御意見をいただきました。

17 ページ目の検討事項2でございます。対応方針検討事項2 というところですがけれども、規制対象に係る有害物質の含有量の濃度基準のうち鉛やヒ素といった単体が規制されてい

るものに関しては、個別の化合物を列挙するのではなく、今回の省令化にあわせて有害性の基本となる物質を定めることを基本とするということをしていただきたいと思います。

2 ページ目ですが、ダイオキシン類に関しまして国内の規制状況を踏まえて、具体的にはコプラナーPCBでございますけれども、これを加えるということをしていただきたいと思います。

3 つ目になりますが、濃度基準の測定の分母に関しましては、今まで不明確だったところを構造的に分解可能な最小単位であることを明確化したいと考えてございます。代表的なものは基板でございますが、機器全体で割り戻して 0.1%の鉛を超えないという説明ではなくて、基板単位ではかつてその濃度にいつているかどうかということを経験的な考え方としたいと考えてございます。

続きまして 18 ページ目のところですが、こちら先ほど濃度基準の総体として記載するところの解説でございますけれども、例えば下の表の一番代表的なものは鉛になりますが、29 番は鉛又は鉛化合物とバーゼル条約上も規定されてございます。ですので、「鉛元素を含む」という判断基準で示せば、鉛も鉛化合物も内包されるという形になりますが、右側 39 番あるいは 40 番といったところ、有機溶剤系のものに関しましてはそういった必ずしも代表的なものによる総体評価というのが困難となってまいります。

また左側、金属のところにおきましても、20 番銅化合物といった形で、元素単位ではなくて化合物として有害性が含まれるものを規制しているというケースもございますので、整理としましてはいわゆる総体評価ができるものは、金属の単位で規制できるものに関しては規制しますが、その他の化合物単位で規制されているものに関しては、個別物質評価というものを既存の考え方を踏襲した省令化にしたいと考えてございます。

19 ページは省令のイメージでございますが、こちらはまだ法制的な詰めをしているものではございませんが、今まで鉛に関してはこれだけ多岐にわたる物質を列記していたものを、「鉛元素を含む」という形に省令をシンプルにするということをやりたいと考えてございます。

続きまして、20 ページ目以降輸出に係るシップバックの防止についてというところでございます。

21 ページ目でございますが、我が国は残念ながらシップバックをかなり多く発生させている国となってしまっております。これの原因に関しましては、輸出先国とこちらの日本側で規制の対象としての考え方が異なっているということが原因となっております。これに関して規制対象物に入れるという方策を検討すべきと方針をいただいております。

代表的な国としましては香港でございます。今回資料に載せてございませんが、香港に関しましては輸出されてシップバックで戻ってきたもの、必ず港でとめおいて、それが我が国のバーゼル法の規制対象に入るかどうかというものを確認してございますが、8割が規制対象に入らない、我が国的には合法的なもの、なぜ合法かというリユース目的で出ているということが我が国の基準で判断されるものが、香港ではより厳しい規制のもとでシップバックされてくる、そういう現実がございます。ですので、これに関しましては、環境省令に加えるということを方向としてお示しし、御了承いただいているものと考えてございます。

22 ページ目でございますが、本規定は我が国が規定している条約上の有害廃棄物と輸出

先国が規定する有害廃棄物が一致せず、シップバックになる場合は必要に応じて環境省令で定める。これに関しまして全ての国を網羅的に規定するという事は困難ですので、以下の3つの条件を基本的な考え方としてはどうかと考えてございます。

1つ目は我が国へのシップバックの通報が繰り返して発生するなど、国際的な問題に発展する可能性が高いこと。

2つ目としましては、我が国と輸出先国が規定する有害廃棄物の定義が一致しないということなど、より厳しい規制が輸出先国において規定されていること。

3つ目として、輸出先国の規定が明確であること。

こういった条件に合致するものに関しては規制するという考え方でやらせていただきたいと考えてございます。

具体的には香港に輸出されている電気電子機器、特にモニター類についてのシップバックが大半を占めてございますので、こういったものを今回第一弾としては指定したいというふうに考えてございます。

続きまして、24ページ目から環境大臣確認及び資力の保証に関する議題に移らせていただきます。24ページ目が合同会議の報告書の抜粋でございますが、輸出されたものが輸出先国で不適正処理されているという事案が、非常に残念ながら発覚したという状況もございます。

この環境大臣が輸出先の確認をするというときの規定が、必ずしも明確ではなかったということがありますので、これをまず省令で明確にして適正な審査を行っていくべきであるということ。あるいは、資力の保証、バーゼル条約におきましてはもし不法輸出であるということになれば、輸出先国側あるいは輸出者が持つて帰るということが原則になります。その資力の保証に関する確認ということも明確な基準のもとで行うようにすべきということをお願いいたします。

25ページ目、対応方針（案）のところですが、こちら環境大臣確認基準をどのように定めていくかというところの基本的な考え方を示したものです。

審査基準の明確化に関しましては、まず何よりも相手国内の法令を適正に遵守していること、これを大前提とすべきと考えてございます。また運搬あるいは処分を行う者がその処理を適正に完遂することができる経理的な基礎を有すること、これも確認したいと考えてございます。

現行の基本的事項告示の中で、基本的考え方として示されていましたが、我が国の水準を下回らない水準で処分されることが確実であるということ、この考え方を踏襲した基準にすべきと考えてございます。

また、廃棄物処理法との二重手続きという問題もございます。ここは廃棄物処理法における考え方の整合性というものもとった基準にしたいと考えてございます。

26ページはその詳細を定めているものでございます。簡単に御説明しますと、まず一番上、環境法令を適正に順守しているということに関しては、まず必要な国の許可を得ているということ。あるいは重大な環境関連の法令違反あるいはそういった法令違反によって罰金・禁固といった非常に重い刑罰を受けてから一定期間を経過しているということ、これも判断基準としたいと考えてございます。またその経理的な基礎を資本金、売上高などで確認するということと、向こうの施設が我が国で求められる水準を下回らないというこ

とに関しては、基本的には有害廃棄物が飛散流出や悪臭や騒音振動といったものを発生しない工程できちんと処理されているか、また処理能力として十分な能力を有しているか、こういったものを確認したいと思っております。

また、排ガス、排水、残渣、この処分というものは非常に重要になってまいります。先日行われました我が国から輸出されたものが不適正な処理をされていたということに関しましても、残渣の処理のところで不正があったと認識しております。こういった発生してくる現場だけでなく、発生してくる排ガス、排水、残渣の処理というものがきちんと向この国の法令を順守し、適正な処理がなされた上でなされているか、こういうことを確認したいと思っております。

また下の但し書きのところに、※のところに書いてございますが、この内容を確認していくに当たっては、相手国政府とのコミュニケーション、これが非常に重要だと思っておりますので、特に法令順守のところに関してはこういうところを確実に確認していくようにしたいと思っておりますということと、あと、廃棄物処理法とバーゼル法両法の規制対象物になる場合は、非常に分厚い書類を両方出していただくことになってございますが、今回この見直しにあわせて片方の法律で確認している場合に関しましては、もう片方のほうの法律に関しては必要な書類を限定するという措置をして、手続きの簡素化ということをあわせて行いたいと考えてございます。

続きまして 27 ページ目でございます。資力の保証に関してです。経理的な基礎、いわゆる持って帰るお金というものをどのように確認しているかということが、現行の基準の中では極めてあいまいとなっておりました。

対応方針のところになります。特定有害廃棄物等の輸出に関して再輸入の義務等が生じた場合に関しましては、EUの例を参考にしながら、運搬処分あるいは 90 日間そこでとめおく保管費用というものをきちんと持っているということ、その費用の和に安全係数を掛けあわせた数字を、銀行保証、保険あるいはその他の書類によって確認するということを明確にしたいと考えてございます。

28 ページ目はそれに関連する提出書類のイメージでございます。これは関係する告示を出すことで明確にしていきたいと考えてございます。

29 ページはその計算方法でございますが、仮に 90 日間置いて持って帰ってきて処分するというお金の安全係数 1.2 を掛けたお金を持っていてくれという計算式になってございます。

長くなり恐縮ですが最後、輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について、御説明申し上げます。

こちら 31 ページになりますけれども、今回の法改正において輸入事業者あるいは再生利用等事業者の事業者の認定制度を新設いたしました。これに関しましてはこういった方々が輸入し処理を行う場合に関しては、輸入承認を不要とし 3 年間の包括同意を与えることということで、手続きの簡素化を図りたいと思っております。

これに関しまして、検討会でいただいた主な御意見ということに関しましては、知識技能のところは、再生利用等の技術知識であることを明確にすべきということ、あるいは破棄物処理法の規定に準拠して案をつくってお示したところで、ネズミ、ハエ、蚊、こういった規定が、本当に必ずしもここで明確にする必要があるのかということ、こういった

たところを御指摘いただきました。

32 ページ目ですが、その基本的な考え方となつてございますが、認定制度において輸入承認の義務の対象外となるということを踏まえますと、これは確実に実施できるということを確認する基準にすべきだと考えてございます。

他国の例、EUの例を参考にしますと、特定有害廃棄物等、バーゼル法において特別な規定をぎりぎりつくっているというよりは、関係法令を参考にしながらその法令の許可条件を取得しているのかどうか、こういったもので運用している国が多いという現実がございます。ということで、我が国においては廃棄物処理法というのがございますので、廃棄物処理法とバーゼル法については、規制対象物は一致してございませませんが、これは一定の参考としながら基準を考えるべきと考えてございます。

ただし、特定有害廃棄物等の性状に応じて必要な措置を講じていることというのは、個々確認していくことが必要であろうというふうに考えてございます。

また、定期的な報告というのも今回この認定制度の中で輸入いただく場合には求めることが妥当ではないかというふうに考えてございます

33 ページ目が全体として図示しているところでございますけれども、まず輸入事業者がこの赤地のところでございます。再生利用等事業者が青地のところでございます。輸入事業者の方々は基本的に運搬も含めて確認いただくことになってございます。再生利用等事業者の方々は、一番右のBとなっている最終的な処理をされる方以外にも途中で中間処理に関することをやっていただく方もいらっしゃいますので、そういった方々も認定取得の対象となるということを図示してございます。

34 ページ以降細かく認定基準及びその提出書類のイメージというものを書いてございますが、34 ページ目で法律の1号、2号、3号にあわせて書いてございますけれども、まず1号としましては輸入事業者のほうに関しましては、輸入される方は再生利用を行う事業者の方と連結してやっていただく、輸入事業者の方単独で輸入するということではなくて、この認定を受けた再生利用等事業者の方に運ぶということを前提に輸入事業者の方は輸入ができるということになるということと、その方々が的確に行うことのできる知識、技能を有することと、あと運搬におきましては運搬を行う方がどういった方なのか、そのリストと、その方々が技術上の基準に適合することを確認するというやり方を考えてございます。

35 ページ目がその基準のイメージでございしますが、能力・適性に関しましては知識、技能を有する、経理的技能を有する、あと社会的に適正な者であるということ、重大な法令違反をおかしていないということを書かせていただいております。

運搬、保管に関しましては、廃棄物処理法を参考に記載してございますが、こちらは基本的に飛散、流出しないということと、過度な悪臭を出すとかそういうものがないという設備で運び保管していただくということを基準にしてございます。

どちらに関しても、その他特定有害廃棄物との性状に応じ、環境保全上必要な措置をとることということを書かせていただいております。これは先日のハエ、蚊のところをこれに差しかえてございますが、特定有害廃棄物非常に多岐にわたってございます。輸入されているものは、ほとんどのものがいわゆる金属回収のために輸入されているものになりますが、この法制度自体は特定有害廃棄物等のあらゆるものに関して認定をとりうる制度

としますので、その個々の性状に応じた措置というものを個々確認するということを認定制度の中でやるべきであろうというふうに考えてございます。

続きまして 36 ページ目でございますが、こちらは再生利用を行う者のほうの認定基準でございます。こちらはその再生利用を行うに的確な知識、技能を有すること、経理的な基礎を有すること、あとみずから再生利用を行う者であること、社会的に適正な者であること、あと技術上の基準に適合することということを書かせていただいております。

37 ページ目が具体的な基準のイメージですが、能力・適正のところはほぼ先ほどの輸入事業者の方と同じです。37 ページ目施設の基準に関しましては、これは廃棄物処理法であらゆる設備に関して適用される基準、こういう条項がございますので、そこを抜粋して書かせていただいております。

また施設のところ一番下、あるいは保管のところ一番下にありますように、特定有害廃棄物等の性状に応じた環境保全上必要な設備というものは個々確認していくということ、有害性は多岐にわたりますので、それは個々に確認していくということで運用することを考えています。

38 ページ目は定期報告する事項ということで、それぞれ輸入事業者及び再生利用等事業者に関しまして、1年間どのぐらいのものをどこの国から輸入したということを記載させていただきます。

1点補足でございますが、この制度でどのような物質を輸入するのかということは認定の中で明確にさせていただき、その物質以外のものに関して認定制度は適用されないと考えてございますが、輸入する国に関しましては必ずしも認定の時点で限定いただく必要はない。同種のものであればどこの国から輸入する形であっても、認定制度の枠内で運用可能としたいと思っております。ですので、この定期報告の中では、輸入国はどこだったかということもあわせて御報告いただくという運用を考えてございます。

最後 39 ページ以降は試験分析目的のところでございますので、先ほどの資料1の内容を反映させていただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上です。

○小島座長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見等があればよろしくお願いたします。発言を希望される方はお手元の名札を立ててお知らせください。

検討いただいた事項ごとに3つに分けて御意見をいただきたいというふうに思っております。まず特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて、資料2の1のところ(1)から(3)までありますけれども、この点について御意見、御質問等あればいただければと思います。よろしくお願いたします。小口委員。

○小口委員 ありがとうございます。何点かあるんですけども、まず8ページ目の対の方針案の中で、4つ目のポイントの中にある上記2つのリサイクル法の対象機器と同等の業務用機器というものの考え方について確認をさせてください。

前の3つ目のところに使用済家電製品4品目と28品目は対象になっていまして、こちらが「廃棄物処理法における「有害使用済機器」の範囲と同様であり」と書かれておりま

すので、私の理解としては、例えば家庭用のセパレートのタイプのルームエアコンですとか、一般的に家庭で使用されるような冷蔵庫で業務用だけのための品番がついているものは、有害使用済機器のほうでも含まれると思っていますので、そういうものはこの3番目のほうで含まれていると理解をしたんですけれども、そうしますと4つ目で書かれている「業務用機器」というのは、本当の意味での業務用機器、例えば事業所で使われるようなマルチのエアコンとか、スーパーマーケットとか飲食店で使われるような業務用の冷蔵冷凍機器、ショーケース等も含むかもしれませんが、そういうものが対象になると考えていいのかという点もまず確認をさせてください。これが1つ目です。

2つ目はコメントなんですけれども、この8ページ目で家電製品以外にもいろいろ対象を明確にさせていただくということで、これは私としては、非常にいいことだと思いますが、この中に書かれていないもので例えばオートバイですとか農機具とか、医療用の機器、画像診断装置等も含むと思いますけれども、こういったものも雑品の中に見られるケースが多々あると思いますので、あわせて検討いただいたほうがいいのかと思います。これが2点目です。

それから3点目なんですけれども、これは資料の書き方の問題だけの話かもしれませんが、9ページ目の一番下に黒モーターで含有する有害物が冷凍機油ということで、黒モーターを挙げていただいている、その右側にバーゼル条約上の規定ということで、例を示していただいているんですけれども、これが熱交換用媒体としての云々とあって、これは多分冷媒のことではないかと思ひまして、これは冷凍機油の例としては不適當かなと思いますので、ここは何を例として挙げるかという観点だと思うんですけれども、修正をいただいたほうがいいのかと思います。

最後にもう1つ、17ページ目含有量濃度基準の分母のところなんですけれども、3つ目になりますが「構造的に分解可能な最小の製品単位」と書かれていて、例として基板やモーターを挙げていただいているんですけれども、基板やモーターの単位で評価するという事自体、私は異論があるわけではないんですけれども、例えばRoHS 指令での規制というものの分母は、私の理解ですと、均質な材料で、機械的に分解可能な最小単位ということで、たしか基板レベルでなくともっと細かいレベルまで分解して評価することになっていと思いますので、これは表現が「構造的に分解可能な最小の製品単位」という表現は考え直すという話かもしれませんが、そちらとレベルが合っていないので、少し気になりました。RoHS 指令とは別の話ですので、評価の単位をそちらにそろえる必要があるかというのは、私は必ずしもそうとも思いませんけれども、表現は少なくとももう一度検討されて、適切な表現に改めていただいたほうがいいのかと思います。場合によっては評価の単位ももう少し細かい単位にするのかどうかということもあるかもしれませんが、それはそれで検討していただければと思います。以上です。

○小島座長 ありがとうございます。続いて白鳥委員お願いできますか。

○白鳥委員 はい、ありがとうございます。私の意見としては、小口委員が言われたことも少し気になっていたんですが、それよりも最初の4ページのところに対する要望です。再三今まで話されてきたことですが、これはバーゼル法であり、国際条約なので、常に相

手国から日本がどうやって見られるかというのがすごく重要なポイントであると思います。

かつ、今回輸出入ですから、多分相手の国のリサイクラーなのか廃棄物業者なのか製造業者なのか出してくる人がいろいろいるかと思うんですが、その人たちに日本のやり方がこういうトレーサビリティになったよというのがわからないといけません、アンバーとかレッドは多分ヨーロッパと同じに近づいてきたので、向こうの人たちは頭で理解できると思うんですけども、グリーンについては日本のやり方というのを、基本的に書類手続きは要らないんですけどもトレーサビリティはきちんととっていますよというのを言ってあげないと、世界的に認証がすごくつらくなると思う。

だから、これに関しては、多分個別の人たちが言っていくよりも、環境省さんなり経産省さんなりがいっぱい会議ございますね、途上国との会議、E-waste の会議、G Gでやる会議もいっぱいあるし、それから E-waste に関しては、相当国際的なカンファレンスが多くあると思う。そういうところで今回ぜひこれが変わったというのを積極的にアピールしていただくと、運用するほうもやりやすいのと、かつ向こうからの問い合わせも減って、環境省さん経産省さん自体の負荷も軽くなると思うので、その辺はぜひお願いしたいと思っています。

○小島座長 ありがとうございます。続いて寺園委員お願いいたします。

○寺園委員 はい、ありがとうございます。小口委員と重複するところがありますけれども、4点ほど申し上げたいと思います。8ページのところで中ほどで、規制対象物として廃棄物処理法における有害使用済機器の範囲と同様でありというところは、家電と小電の4+28品目がこちらのバーゼル法でも対象とするということで、これはもちろん了解です。

次のところで、この迅速な判断の観点からということで、4+28のリサイクル法対象機器と同等の業務用機器というところがありまして、これはその前のページにあるところの家庭用／業務用で区別するべきでないというところが反映されていると理解しておりますけれども、先ほどの小口委員の質問にもあったような、判別が難しいタイプの業務用機器であれば、有害使用済機器のほうでも例えば同一製品で品番型番が異なるものというところが入るのは構わないと思うんですが、それ以外にはっきり業務用機器ということであっても、そこは対象物として入るかどうかという確認をさせていただきたいと思います。

加えて、給湯器、配電盤、UPS、黒モーターについては、有害使用済機器のほうではこここのところはかならずしもクリアにできなかった部分ではあるんですけども、こちらのバーゼル法のほうではより迅速な判断の観点から、有害使用済機器のほうでは保管場所で比較的まだ確認の時間がとれるという部分があったんだと思うんですが、輸出の現場ということはそこで迅速な判断ができなければすぐに輸出されてしまうということから、迅速な判断の必要性は、私は高いと思っております。そのため、若干有害使用済機器のほうと範囲は異なるということはあるけれども、これらは規制対象物として省令に明記するという事は、私は妥当ではあると思いますが、そういった理解でよろしいかどうかということを確認させていただきたいと思います。

加えて、9ページのところで先ほど指摘がありましたが、黒モーターについては冷凍機油というのが挙がっておりますが、これの理由としまして冷媒ではなくて、例えばバーゼ

ル条約でも挙げている鉱油ですとか、エーテル油ですとか、幾つか種類があると思うんですけども、この油の問題についての指摘ということで、もし必要でしたら修正いただければと思います。

それから、15 ページにつきましてこれは確認なのですけれども、この 15 ページのフローにつきまして、今まで環境省、経産省であげられていました告示をフローにされたものがこれに置きかわるということの理解でよろしいかどうかの確認をさせていただきます。

16 ページ以降の濃度基準に関連するものでありますが、18 ページのところで総体評価、それから個別物質評価というところが書かれています。この 18 ページにあります別表第 3 の番号自身、17 から 41 までは非常にすっきりしたものになっているのですけれども、それぞれの個別物質評価がされているものについては 19 ページのところで鉛の例が、従来のサービス告示のところで、鉛、アジ化鉛等々書かれています。これについて鉛について 29 番ですから総体評価としてまとめられるのですけれども、まだ個別物質評価が継続するものが特に有機化合物で多数残ると理解しています。

バーゼル条約の文章の中では、18 ページのような割とすっきりした書かれ方をしていますが、日本の中で国内法を整備するときはどうしても詳細になってしまう理由はわかるのですけれども、それは日本の中で適用するに当たって必要であるから詳しく書いてあるというものが一般的には私の理解しているところです。けれども、果たして有機化合物について延々と物質名が多数並んでいるのが的確に使われているんだろうかというところは疑問がありましたので、そこについてはできたら今回の改正で簡素化はしてほしいんですが、今回このような形で、総体評価されるものが一部に限定されるというのはやむを得ないと思います。ですが、今後個別物質評価がずっと残るとその後の追加修正等も大変ですので、それは次の改正の段階でできるだけ改善できるように、今回課題として書き残しておくことをお願いできればと思います。

○小島座長 一旦ここで切らせていただいて回答をいただければと思います。

○工藤課長補佐 ありがとうございます。それでは順番にお答え申し上げます。

小口先生と寺園先生からいただいた業務用のところでございますが、御指摘のとおりいわゆる業務用、明らかに形の違う業務用を含めて今回のバーゼル法の中ではリストとして対象となるという理解しております。

あとオートバイ、農機具等といったものに関しては現行リスト化までは考えておりませんが、本施行状況から踏まえて必要な見直しを行うというところで、こういった記録は残しておきながら、それは廃棄物処理法のほうも同様でございますけれども、雑品のヤードの動きというものは常にウォッチをしながら、今後の検討の中でリストの加除、加える、減らすことも含めて検討していきたいというふうに思っております。

あと冷凍機油のところは失礼いたしました。バーゼル条約の規定ぶりを整理いたしまして、省令における記載ぶりにも影響をしてくる部分にもなってきますので、ここは整理して修正したいと思っております。

小口先生からいただいた分解可能など、基本的な考え方は今までの運用の中では基板ではかれば超えるんですけども、給湯器全体で割ったら超えないというようなことが起

きていたので、基本的には「分解可能な」という表現で考えておるんですが、御指摘いただいた RoHS 指令の考え方なりも含めて、これが省令になるのかガイドラインレベルになるのかということもありますので、記載ぶりというのは整理をした上で、考え方としては最小単位ではかってくれということと思うんですけども、記載ぶりはその辺の並びを見ながら、また整理させていただきたいと思っております。

あと寺園先生からいただいたところで、廃棄物処理法との差というところがございますけれども、廃棄物処理法のほうの検討というのはいわゆる有害使用済機器というものを新たな概念として立ち上げて、新たな規制として確立するというものでございます。

それとまたバーゼル法というのは異なっておりまして、あくまでも鉛というものが規制されている。その他電気機器というのが規制されているという中で、新たな規制を設けるというよりは規制を明確にするという考え方でありますので、そういった意味で差が異なるということが1つあると思っております。当然その現場での迅速な判断という観点で、港においてできるようにするという先生の観点もあるものだと思っております。

あと、告示のフローがこれに置きかわるかというところがございますが、先生のおっしゃっている告示と少し違うところもあるかもしれません。いわゆる別表1、2、3の関係の表ということであればそれはそれでまだ大きくりとしては残りつつ、雑品の考え方としてこれになる。あれが完全に置きかわるというよりは、バーゼル全体の考え方は残った上で、雑品の考え方として特出しで書かせていただいているという整理かと思っております。

あと個別評価のところに関して、総体評価できないものに関する今後の課題ということはおっしゃるとおりなるべく簡素化、わかりやすいものと思っていたのですが、なかなか化合物を鉛というふうを書くような、有機化合物と書くのは、今の規制のこれまでの経緯等を踏まえて、整理が難しゅうございました。ただ、おっしゃる課題は残っていると、これが運用上非常に難しいところがのこってしまうというのはおっしゃるとおりだと思いますので、何らかの将来の課題というものを、この資料の中に最後残す形にして、そこに書かせていただきたいと思いますと思っております。

それで、白鳥先生からいただいたところ非常に重要な点だと思っております。おっしゃるとおり、こういった告示を書かせていただいて努力規定を設けて、これに対応いただく形でいろいろな方がいろいろな努力をしていただくというのが、まず私どもの望んでいるところでございますが、それは我が国としてPRするに足るものであると思っておりますので、そのやり方というのは多々あると思っております。御指摘いただいたようにいろいろな会議体というのがありますので、そういった場でやることも簡単ですし、ホームページという形なのか、資料として何らかの各国に示すという形なのか、いろいろなやり方があると思っておりますので、それはいろいろな努力規定に応じた取り組みをしていただいた上で、そのやり方というのは経産省と相談しながら、やっていきたいと思っております。

○小島座長 はい、ありがとうございます。それでは検討事項1について御質問、御意見あるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。乗田オブザーバーお願いいたします。

○乗田専務理事 今回の寺園先生、小口先生と環境省とのやりとりではっきりしましたが、

私も 8 ページでございます。4 つ目と 5 つ目、もう 1 つの廃掃法有害使用済機器の中では家電品 4 品目と小型家電 28 品目がはっきりとその範囲となり、それ以外ここに書いてございます給湯器とか配電盤、UPS、黒モーターそれから下のほうにございます部品ですか、いわゆる電池等、これは努力目標と言いますか、今後検討していくというお答えだったと思います。今回御説明を聞いて、省令に明記する、省令等で明確化するとはっきりさせていただいたので、現場としてははっきり認識できると思います。

もちろんもっと細かく、どれが工業系でどれが家庭用か等々、厳しい法律規定等が出てくるのですが、このようにきっちり書かれると、現場で実際ビジネスをやっている人たちは、厳密に線引きはしませんので、もうこれは今までのようにはできないと考えると推測します。

それを 1 つ証明するといいたいまいしょうか、先週鉄リサイクル分野の業界誌で川崎港の状況が紹介されました。川崎港は雑品の積み出し港として東京湾におけるメッカと言える存在です。ピーク時で雑品を取り扱っている業者が 20 業者あったそうですが、それが 10 月末現在半分の 10 業者に減ったと報道されていました。これはほかの会議でも申しましたが、その背景には中国の廃棄物輸入規制、特に雑品スクラップを狙い撃ちにした輸入規制強化がございますが、もう既にビジネスの最前線では雑品スクラップはもう商売にならないということで、10 業者が既に撤退していると考えられます。

私ども全社にインタビューをしたわけではありませんが、知っている残りの 10 業者の一部にもインタビューしたところ、やはり年内でやめる方向とか、今までのやり方ではできませんというはっきりした答えが返ってきました。やはりこのように法律化をして、それできっちり省令等でも法律を補完することが明確化されると、やはり雑品スクラップをとりまく景色といいたいまいしょうか、ビジネスの形が大きく変わっていくであろうと思っています。以上です。

○小島座長 はい、続きまして清水理事。

○清水理事 先ほど白鳥先生のから御発言をいただいた、工藤さんからも書いていただいた件ですが、我々業界もリサイクル事業をグローバルに展開していかねばいかんという中で、国際会議等でのプレゼン等をやっつけていかねばいかんという思いもしているわけですが、ぜひ、工藤さんから答えていただきましたけれども、国としての PR をお願いしたいと思うのが 1 つです。

もう 1 つ細かいところで恐縮ですが、自分の理解がいまいちぴんとこないんですが、18 ページの表の中で個々の物質の裾きりの 0.1% とかいうところで、個々の物質というところがわかるわけですがけれども、32 番の pH というのがどのように理解したらいいか、ぴんとこないもので、御回答いただければと思います。

○小島座長 寺園委員。

○寺園委員 さっきのところでは環境省から回答をいただいたので結構なんですけど、8 ページのところでは、業務用機器のところは、今回は基本的に電気電子機器であれば加わると理

解しましたので、この用語のところだけ、2つのリサイクル法の対象機器と「同等の業務用機器」という書き方で、「同等」のところを「同様」なのか別の形の文言にかえていただければありがたいなと思いました。

○小島座長 今までのところでご回答いただいてよろしいですか。

○工藤課長補佐 ありがとうございます。清水理事からいただいた pH のところは、おっしゃるとおり pH のところの規定が何か変わるというものではございません。この表に入れること自体が余り適切ではなかったかもしれません。何か考え方が変わるということではありませんので、何かこれが総体的な全体評価になるというものではないということでございます。

寺園先生のいただいたところは御指摘を踏まえて修正をさせていただきます。

○小島座長 それでは小口委員。

○小口委員 ありがとうございます。業務用機器のところでも何度も念押しみたいになってしまうんですけども、私先ほどエアコンとか冷蔵冷凍機器を例に挙げましたけれども、先ほどの御回答ですとエアコンと冷蔵庫に限らず4品目ですと28品目に含まれるようなものと同じような機能というか、使われ方とか機能を発揮する業務用の機器は全て含まれる。例えばテレビカメラみたいなものとか、そういうものも全て含まれるということによろしいですねという確認が1つです。

あともう1つ濃度基準のところでも、先ほど寺園委員からのコメントを聞いていて、思ったのですが、19ページ目の省令の新旧対照表イメージを見ますと、例えば鉛また鉛化合物の例でいくと、従来は個々の化合物について、鉛、アジ化鉛云々を0.1重量パーセント以上含むものとありまして、これを鉛元素を0.1重量パーセント以上含むものとか変わった場合は、これは理解としては、従来は個々の物質それぞれについてどれかが0.1%を超えていたら規制対象というかだめだとなっていたのに対して、新しいほうだと合計で0.1以上だとだめだということになるということかなと思ったんですが、まずこれが正しいかどうかという話と、あとそうすると個別物質のほうは従来どおりいくので、個別の物質のどれかが0.1を超えていたらだめだということでこれからもいくことになると思うんですけども、そうすると今回総体評価にかわるほうは、言ってしまうと濃度基準は厳しくなる方向、複数の化合物が全部入っているなんていうことはなかなかないかもしれませんが、考え方としては厳しくいくほうになると思うんですけども、そこの部分が気になりました、そこをそろえるという意味では、個別物質評価をする場合でも、個々の物質は挙げているだけけれども、合計で0.1とか1%を超える場合はだめだというような考え方でいくというのもあり得るかなというように思いまして、今の段階でそういうことが検討できるかどうかというのがありますけれども、両者の整合をとるという意味ではそういう形もあり得るなと思いましたけれども、その点は私の理解が正しいかどうかも含めて、コメントをいただければと思います。

○工藤課長補佐 はい、ありがとうございます。まず業務用機器に関しましてはおっしゃるとおりでございます。4+28のその業務用という場合、法制的にいろいろと整理しないといけない部分があると思いますが、基本的な考え方としては業務用も含むという考え方でございます。

濃度基準のところでおっしゃるとおり、今までの厳密な運用で申し上げれば、例えばアジ化鉛 0.05%、亜硫酸鉛 0.05%というものであれば規制対象外であるというのが現行の整理学でありましたので、そういった意味では多少強化される。正直申し上げて、ほとんどこういった個々の物質をはかって判断するという事は、運用上は起きておりません。鉛をはかっていることが大半でございますので、事実上それによって強化になるということとはほとんどないですが、一応考え方としてはそうなります。

後段でいただいた御意見というのは、私も今聞いて整理をしないといけないなと思っています。この場で回答はできませんが、省令化に当たってはその考え方を化合物のほうも整合をとる形にするか、検討をさせていただきたいと思います。

○小島座長 はい、ありがとうございます。清水さんはよろしいですか。他に御意見ありますか。白鳥委員。

○白鳥委員 今のやりとりで思ったんですけども、15ページの図がございましたね。判断基準1では先ほどの規定された項目が入っていたら除去してください、なくなったらとりあえず判断基準3にいきますよということですね。

判断基準2にいったとき、これは全ての物品が濃度基準を超えないことが客観的に証明できるかということが入っているんで、現実には1つ1つの物品を超える、どうだこうだというのを決めるのは絶対無理だと思うんですけども、このところでこれは変な機器だね、何だかわからないねというのを証明してもらえばここでひっかかるから、今のところはそんなに余り大きく気にする必要はないと思うのですが、その理解でよろしいんですね。

ここでも一応何かわからないものがあつたとき、これは何であつて、中身はどうであつて、基板が入っているんだつたら基板がどうであつて、コンプレッサーが入っているんだつたらコンプレッサーがどうであつてというのを、いちいち聞いて、それはやはりだめだよねというのを判断できるんですね。文章に書いていないとできないということなのか、ここでも証明できるかと書いてあるんですが、そこは告示の書き方だと思うんですけども、そこがちゃんとしていればかなりのものがちゃんと引っかかってシップバックもないのかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○工藤課長補佐 それはこのリスト化したものが残された状態ということですかね。判断基準2にいった場合ということですね。その説明は非常に丁寧に求めるということで、鉛が入っていないと全部はかるのか、全部はかったデータを出すのか、それともあるとすれば完全にこの工場からしかきておらず、この工場は全く鉛を使っていないという御説明を受ければそれは客観的になりえます。

今この品目のリスト化されるものに限定せず、私ども日々いろいろな相談を受ける中で

は、必ずしも全てはかれといっているわけではなく、怪しいものがあつたら説明を求めるといことで、全然工程上有害物質は入りませんということではそれはそうですねということをしてしますので、その運用がよりこれについては厳しくなるというイメージになるかと思っております。

○小島座長 ありがとうございます。検討事項1の特定有害廃棄物等の範囲の見直しについてはよろしいでしょうか。

御意見がなければ2の、輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について、23ページ目以降になるかと思えますけれども、そのところで御意見ご質問あればいただければと思います。

輸出先での環境汚染防止措置に関する環境大臣の確認事項を具体的にどのように規定するかという点と、資力の保証に関することについて議論を踏まえてご提案いただいておりますけれども、特によろしいでしょうか。寺園委員。

○寺園委員 第1回るときだったと思うんですが、シップバックの通報が繰り返し発生するというのを、繰り返しというのはどれぐらいかというのを少し質問させていただきましたが、明確な回数ではないということだったと理解しますが、21ページ22ページを見ながら質問させていただきます。今シップバックがどれぐらい起きているかということについては、環境省のホームページで香港の例は見させていただきますけれども、ほかにもあるかもしれないということで、実際にシップバックがこれぐらい起こっているということを経過の公表があつて、そろそろこれはもしかしたら環境省令にあがるかもしれないと我々を含めて一般に認識できるようなことが、やはり環境省のホームページでこういった回数が認識できるのか、あるいは、急に省令で、実はこれ繰り返しあつたんですといつて省令にあがつてしまうような場合があり得るのか、その辺の公表の中身について、どのように受けとめたらいいのかなと思ひまして。

○工藤課長補佐 まずシップバックの件数に関しましては、いわゆるあれはバーゼル条約の手続きに基づいて政府にきたというものだけをカウントしておるということでございます。

ですので、正直申し上げて、必ずしも各国の政府とやりとりしているかという、していないケースもかなりあるのではないかと考えていますので、それが把握できる場合もあれば、私どもが把握しないうちに返ってきているということもあるんだろうと思ひます。そういった意味で国際的な問題に発展する可能性が、繰り返し何回というのはなかなか難しいということがあるので、今後規制を強化すると、例えばほかの国とほかのものの物品でなつたとき、どういうスキームでやるかという、やはりそれはまずここ、基本的考え方を①②③で示していただいた考え方はまず踏襲した上で、規制強化ですので行政としては必要なプロセスを必ず踏んで、ある日突然やるということはないんだろうと思ひます。少なくともパブリックコメントのスキームなり、こういった場を開くなり何らかの説明期間や周知期間があつた上で規制を強化するということは、必要なんだろうと思ひます。

○小島座長 ありがとうございます。検討事項の輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準については、特に御意見がないということによろしいでしょうか。

それでは3つ目ですが輸入事業者及び再生利用等利用者の認定制度について、御意見、御質問あればいただければと思います。ページ数で31ページ以降になるかと思いますが、よろしく願いいたします。森谷理事お願いいたします。

○森谷専務理事 34ページの表と36ページの表の中に、実績や経理的基礎、社会的適正に関しての書類がありますが、実績は過去3年間、社会的適正は多分過去5年間を意図していると思いますが、財務諸表については、何年分ということになるのでしょうか。

○工藤課長補佐 決めていなかったというのが正直なところでございますが、検討させていただきたいと思います、確実に経理的な基礎が問題ないということを確認する範囲ということで、運用までには確定させたいと思います。申しわけありません。

○小島座長 特にこのような年数という御意見があるということではないですか。

○森谷専務理事 特にありませんが、実績は3年と書かれているので、これも3年なのかなと思いましたが。

○小島座長 ありがとうございます。清水理事。

○清水理事 37ページの一番下の施設と保管のところの基準のイメージとして、保管場所に周囲に囲いが設けられていることという条件が入っていますが、これは廃掃法で何か規定されているイメージと同等のものという理解でよろしいのかなと思うんですが、その確認と、それからもう1つ38ページの、再生利用等事業者は以下の書類を提出することという中に④の中に、処分完了通知書というのが出てくるんですが、従来余り実績がないので具体的に処理しているところが完全に処分通知書を出しているのか出していないのか、把握していないんですが、これは必須だという理解でよろしいですかという質問です。

○工藤課長補佐 囲いのところは廃掃法のイメージをしてございますが、運用においてどのようにやるかというのは省令、ガイドラインを含めて明確にしたいと思っております。

処分完了通知書に関しては現行の輸入をして処分した場合はバーゼル条約上、提出が求められておりますので、それに従った形で特に何か大きな新しい書類が出るということではないと認識してございます。

○小島座長 ありがとうございます。寺園委員お願いします。

○寺園委員 2点ありまして、聞き漏らしていたら申しわけないんですけども、35ページと37ページで輸入事業者それから再生利用等事業者の両方にかかわりますけれども、

35 ページ、37 ページの一番下、「その他特定有害廃棄物等の性状に応じ」というところがありますけれども、この輸入事業者と再生利用等事業者に対して、例えば何とかの金属に対しては（認定を）出しますよとか、何とかの有害特性については出しますよとかいう、出す単位が性状で決まっているというイメージなのか、あるいは、これはあなたのところは全部何をやっても大丈夫ですという形で出されるのか、その辺が理解できていなかったもので、ご説明をお願いしたい、それが1点です。

あと、33 ページのところ、輸入事業者のほうですけども、これが輸入事業者Aがみずから運搬を行わない場合にあっては、運搬事業者も審査の対象とするということでX、Y、Zを含めた形で書かれています、これが輸入事業者からすれば委託をする相手がX、Y、Zのような形であり得るということだと思います。

例えば輸入事業者Aが申請して、Aに対してAがXに頼んで輸入の認定を出した場合に、もしXでなくて別のWという運搬事業者が輸入事業者Aとセットでやりたいという場合は、そのときはWに対してだけの認定を出し直すのか、あるいはAに対しても何らかの出し直したいものがあるのか、その辺の範囲がよく理解できていなかったもので、細かいことで恐縮ですけども、御説明をお願いできればと思います。

○工藤課長補佐 まず物質のところでございますが、認定を取る際にはどういう物質を輸入するのかという物質の指定はさせていただきます。ですので、一度認定をとれば何でもいいというスキームにはなりません。ただ複数のものを同時にやる、可能性のあるものはこれとこれとこれとこれであるという形で、またそれに対して全て入ってこようとも環境汚染のリスクのない設備をもっていますということであれば、まとめて認定をとるところができますが、何でもいいという認定にはならないと考えてございます。

あと運搬事業者のところでございますが、整理として申し上げますと、運搬事業者を認定するというスキームではございません。Aという輸入事業者を認定し、その方々が自分で運ぶのか、どういった運搬者の方々と一緒にやるのかということを含めて、Aという方を認定するということになります。ですので、当初X、Y、Zで運搬をするという認定を受けた上でWがふえましたということであれば、輸入事業者Aの変更届出をしていただくというイメージになると御理解いただければと思います。

○小島座長 村上委員お願いします。

○村上委員 今の最後の寺園委員の話聞いていて私もよくわからなかったもので、運搬事業者を認定するわけではないという話でありましたけれども、例えば同じXというほうを逆に違う輸入事業者が使おうと思ったとき、例えば違う輸入事業者D、Eが、Xとやりたいと後から出てきたとき、XさんはAと一緒にやってもうもらっているからという話にはならない。そこが楽になると後からくるほうが楽になるのかな、よろしくないのかなと一瞬思ったので、その辺どういう整理なのかよくわからないなと思ったので、もうしわけありません。

○工藤課長補佐 あくまでも輸入事業者を認定するというスキームになりますので、Xと

いう運搬会社の方がAまたはBとやるのであればAの認定もぶら下がり、Bの認定にもぶらさがるというスキームにもならざるを得ないのかなと思ってございます。そのときはAの認定のときにXの方を確認した書類と全く同じものBを経由して出していただくということにはなりません。

○小島座長 出利葉オブザーバーをお願いします。

○出利葉取締役執行役員 35 ページ 37 ページの表のところですけども、この能力適性のところで、経理的基礎を有することということに関しては、これから基準をつくっていくことができるということによろしいわけですね。

もう1つその上の知識、技能を有することというのと、再生利用等に関する知識、技能を有することという能力適性になってくるわけですが、これはこれまでにこういう経験があるということを確認することになるのかどうかというのを教えていただければ。

○工藤課長補佐 経理的基礎に関してはおっしゃるとおりで、基本的に財務諸表なりで非常に赤字が続いていて、運搬中に破綻するというようなことない、普通の経営状態であることを確認するというところでございます。

知識、技能を有することというのはおっしゃるとおりで、バーゼル法の手続きを1回実施いただいたことがあるということを中心したいかなと思ってございます。そういった手続きを実施いただいた方であれば、それで特定有害廃棄物を輸入し適正にやるという知識、技能を有しているということの判断の1つになるというような運用を考えてございます。

○出利葉取締役執行役員 ということは、やはり個別にこういう経験がないと、この段階には入っていけないと理解してよろしゅうございますか。

○工藤課長補佐 そのようにしたいと、つまり、初めてやるけれども、認定制度はあくまでも特例ですので、これがなければ輸入できないというものではございませんので、まず1回全く初めてですということであればまず通常の輸入承認でやっていただいて、その後認定をやるかどうかと進んでいただきたいと思ってございます。

○小島座長 ほかにはいかがでしょうか。白鳥委員お願いいたします。

○白鳥委員 今議論しているのはアンバーの話だと思うんですけども、多分区別して書かれていると思うんですけども、例えば今の32、33とかいうところを見ると、何かアンバー感が抜けている感じがしますので、アンバーであると書いておいたほうがいいのではないかと思います。

なぜかという、対応方針の案のところでも、これ再生利用等目的輸入事業者の認定範囲といっているんですが、再生利用等目的輸入事業者は必ず再生利用等事業者に入れなければ、アンバーのあれは得られないわけですね。だからそこが文章上なり図なりか文章を追加するのかわからないですけども、はっきりさせておいたほうがいいかなという気が

いたしました。

○工藤課長補佐 ありがとうございます。前回の検討会のおきから資料をはしょってしまっているのだから明確になっていないところかと思ひますので修正をさせていただきますということと、再生利用等目的輸入事業者の方が認定制度の中でやるのは当然再生利用等事業者に行くということが大前提となつてございます。これが対応方針のところ明確になっていないのは、多少言いわけをさせていただきますと、34 ページのところを見させていただきますと、もう法律のレベルでそれを限定してございます。14 条 1 項 1 号のところ、当該輸入の目的が、次条第 1 項、再生利用等事業者のところに行くところが大前提でこの認定をとれるということになっていまして、法律でそこは決めているということでございます。

(3) その他

○小島座長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問なければ一応これでしめたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。本日の熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございます。本日ご提示した資料 2 つきましては資料 1 について御議論いただいた内容の反映を含めて、本日いただいた御意見を踏まえて事務局にて修正し、各委員の皆様と調整いただいた後、私のほうでとりまとめさせていただければと考えております。

今後の進め方について、事務局よりお願いをいたします。

○工藤課長補佐 ありがとうございます。今後の進め方でございますが、今回とりまとめいただいた結果を 1 月に開催予定の中央環境審議会・産業構造審議会の第 6 回合同会合に報告させていただく予定です。それと並行いたしまして、必要な書類あるいは告示等の作成作業を行ひまして、次年度の施行に向けて手続きを進めさせていただきます。以上です。

○小島座長 ありがとうございます。以上をもちまして本日の検討会での議事は終了です。司会を事務局にお返ししたいと思います。

3. 閉会

○森部主任研究員 小島座長、どうもありがとうございます。それでは閉会に当たりまして、経済産業省及び環境省から一言ずつ御挨拶申し上げたいと思ひます。まず経済産業省の田中室長よろしくお願ひいたします。

○田中環境指導室長 経済産業省環境指導室の田中でございます。このたび無事にこの 3 回の検討をいただきまして、一定の方向性が見えたということで非常に感謝しているところでございます。ありがとうございます。

特に委員の先生の皆様方におかれましては、この 9 月からありましたけれども、毎月ご参加いただきました。また、オブザーバーの方にもその都度ご参加いただきました。本当

にありがとうございました。特に座長の小島先生、3回の集中的な議論でございましたけれども、とりまとめに導いていただきまして、本当に感謝しております。ありがとうございました。

この検討会というのは合同審議会が8月にありまして、そこからタスクアウトされて検討してきたということでございますけれども、中村先生から魂を入れるようにという話もありましたけれども、まさにここで検討で詳細がかたまってきた、来年の新しい制度の実施に向けた道筋が非常に増えてきたのではないかと考えているところでございます。

今後につきましては、来年の1月にもう1回合同審議会を開催するというところでございますので、それに今回のとりまとめを報告させていただいて、それから具体的な省令等をパブリックコメント等にかけて、それで年度内に方向性が見えるような形でやっていきたいと思っております。

法律の施行は来年の10月ぐらいかと思っているところでございますけれども、今日の議論でもう既にいろいろな制度の見直しを見越して、技術のほうも動いているという話もございました。そういった意味でいろいろな影響も既に出ているのかなと感じたところでございます。一方で新しい制度についてはしっかりPRしていく必要があると思っております。それは、対応する国内の事業者はもちろんですけれども、今日の議論でもありましたように、海外の政府等に対してもしっかり発信していく必要があるかと思っております。

いずれにいたしましても、今後につきましては、関係府省と一緒にしっかりと検討して適切な新しい制度に向けて努力して参りたいと思っております。

本日はとりまとめをいただきまして本当にありがとうございました。以上でございます。

○森部主任研究員 続いて、環境省の相澤室長をお願いします。

○相澤制度企画室長 皆様御審議まことにありがとうございました。一部田中室長と同じことを述べてしまうかもしれませんが、今回の御審議について、小島座長、委員の皆様、オブザーバーの皆様方、御出席いただいた関係省庁の方々、この会議の場及びそれ以外の場でもいろいろお知恵をお借りしてここまでこられたと思っております。改めて御礼を申し上げたいと思っております。

廃掃法の有害使用済機器の検討会で寺園先生に座長をしていただきました。検討会において、「第1歩」というお言葉をこの間おっしゃっていただいたことが私思い出されておりました、こちらでバーゼルのほうも第1歩を踏み出せたのではなかろうかと思っております。

今後、大きく2つしっかり考えていかなければいけないことがあると思っております。1つは、より詳細な、先ほど財務諸表の御質問等もありましたが、まだ大きな方向性での一定程度の詳細をおかげさまでまとめていただきましたが、運用に当たってはより細かいところをきちんと詰めていかななくてはならないというところがまだあるというのが今日の委員会でも明らかになったところでございます。そういったより詳細な詰めをしっかりしていきたいと思っております。

2点目は、より長期の話だと思っております。最初の論点でありました品目のところなどは、かなりいろいろな御議論をいただいたところであります。そういった今後、将来に

において、しっかり振り返って考えないといけないということも出てくるだろうと思っております。

それはバーゼル法だけの世界ではないと思っております。廃棄物処理法でのご議論の話とか、あるいは家電法、小電法といったものも現在施行もしていますし、見直しの議論というも随時行っているところではありますが、そういったものがトータルであわさって望ましい環境上、あるいは経済の観点から望ましいこういった廃棄物の輸出入という絵姿を描いていくために必要なものだと思っております。そういう意味では第一歩を踏み出していきたいと思っておりますが、その後いろいろな連携といったものを取りながら、こういった制度をもう1回見つめ直すという作業もやがて必要になってくる。それに向けて、経済産業省と一緒に、まずは第一歩を踏み出させていただくということかなと思っております。

長々とお話するのは申しわけありませんので終わらせていただきますが、御審議まことにありがとうございました。

○森部主任研究員 両室長ありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局にて原案を作成いたしまして後日委員の皆様にご確認いただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で、第3回特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりまして御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上